人間ドック・脳ドック 費用の助成制度

助成額

人間ドック 検査費用の10分の7(限度額 35.000 万円) 脳ドック 検査費用の2分の1 (限度額 20.000 万円)



- 間 国保年金課 ●国民健康保険の人⇒国保班 ☎(93)4083
 - ●後期高齢者医療制度の人⇒高齢者医療年金班 ☎ (93) 4085

市では、国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入している人を対象に、人間ドック・脳ドック費用の一部を助成しています。 なお、助成を受けた人については、検査結果を市に提出し、今後の保健指導などに活用します。

■対象 次の条件をすべて満たす人

【国民健康保険に加入している人】

- ○申請日及び受検日時点で市内在住かつ満 40 歳以上
- ○市税などを滞納していない世帯に属している

【後期高齢者医療制度の人】

- ○申請日及び受検日時点で市内在住
- ○市税などを滞納していない世帯に属している
 - ※検診項目が重複するため、人間ドックの助成を受ける 人は、助成年度の特定健康診査または後期高齢者健康 診査は受診はできません。人間ドックの助成か健康 診査のどちらか一方になります。
 - ※脳ドックは2か年度連続して助成を受けることはでき ません。

助成額

- ○人間ドック 検査費用の 10 分の7 (限度額 35.000 円)
- ○脳ドック 検査費用の2分の1 (限度額20,000円)

■その他

プレミアムドックなどの特別な検査を希望する場合や、申請 承認後に検査日の変更、キャンセルをする場合は、必ず事前に 国保年金課に問い合わせてください。

申込からの流れ

(1) 医療機関に 予約

(2) 国保年金課で 申請手続き

(3) 受検

(4) 医療機関に 支払い

①医療機関に個人で予約をしてください。

- ※検査料、検査項目などは、医療機関によって異なります ので、各医療機関へ直接問い合わせてください。
- ②予約後、保険証を持参し、国保年金課で申請の手続きを してください。
- ③市から送付する「承認書」と保険証などを持参し、受検 してください。
- ④契約医療機関の場合は、助成額を差し引いた費用を医療 機関に支払います。

契約医療機関以外の場合は、費用の全額を支払い、後日、 次のものを持参して、国保年金課の窓口で助成金の請求 手続きをしてください。

- ■助成金請求時の持ち物
 - ○保険証 ○承認書 ○領収証 ○助成金請求書
 - ○受検者名義の金融機関の□座番号がわかるもの
 - ※人間ドックを受検した人は、次の書類も持参してください。
 - ○検査結果の写し ○質問票

契約医療機関名	所在地	電話番号	人間ドック	脳ドック
日吉台病院	富里市日吉台 1 丁目 6-2	0476 (92) 0001	0	_
成田富里徳洲会病院	富里市日吉台 1 丁目 1-1	0476 (85) 5313	0	0
高根病院	芝山町岩山 2308	0479 (77) 1133	0	0
成田赤十字病院	成田市飯田町 90-1	0476 (22) 2311	0	O (<u>**</u>)
国際医療福祉大学 成田病院	成田市畑ケ田 852	0476 (35) 5602	0	0
聖隷佐倉市民病院	佐倉市江原台2丁目36-2	043 (486) 0006	0	0
亀田総合病院附属 幕張クリニック	千葉市美浜区中瀬 1-3	043 (296) 2321	0	0
千葉しすい病院	酒々井町上岩橋 1160-2	043 (481) 8111	0	0

※成田赤十字病院では、脳ドックだけの受検はできません。詳しくは病院に問い合わせてください。